

# 国民健康保険システム標準化

指定都市向け機能要件の策定における  
行政区関連の検討過程について

## ■本資料の位置付け

- 本資料は、指定都市（以下「政令市」という。）向け機能要件の策定に至った経緯をまとめたものである。
- 政令市向け機能要件のうち、「行政区に対する考え方」、「行政区における権限制御」、それらに「関連する要件」について、政令市毎に大きな差異があったことから、標準仕様の策定にあたり、各政令市へ1回目の意見照会を行い論点を定め、その論点に対する追加意見照会を行った上で議論し、適当と判断した要件を定めた。
- 本資料において、上記に関する具体的な論点、政令市からの意見、結論を示す。（検討項目は下表のとおり）

| No. | 大項目                 | 小項目  | 概要  |
|-----|---------------------|--|---|
| 1   | 国保として必要となる行政区の定義    | —  | 要件を定めるにあたり、国保として必要となる行政区の定義を行うことが不可欠であったため、意見を賜り、 <b>区の情報（以下「区情報」という。）を定義</b> することとした。                          |
| 2   | 区情報に設定する行政区の定義      | 1 所管区・診療区・給付勧奨区<br>2 資格区<br>3 賦課区<br>4 受付区<br>5 収納区<br>6 処分区 | 定義された区情報に対し、事務処理において、いずれの行政区を設定すべきかについて、政令市毎にばらつきが大きかったことから、標準仕様書として、 <b>区情報毎に、どの行政区を設定</b> すべきか、改めて定義を行うこととした。 |
| 3   | 権限制御及び関連する機能要件      | 1 宛名業務<br>2 資格業務<br>3 賦課業務<br>4 給付業務<br>5 収滞納業務              | 業務毎に、 <b>誰がその登録・更新権限を有すべき</b> なのか、権限制御の観点から、政令市毎の実態に併せ、標準仕様書としての要件を定義することとした。                                   |
| 4   | 行政区への保険者番号の付番に関する機能 | —  | 出張所、支所を考慮のうえ、 <b>保険者番号に係る付番の要件</b> について整理を行うこととした。  |
| 5   | 帳票に関する機能            | 1 帳票へ行政区情報を印字する機能<br>2 帳票を山分けする機能                            | 帳票毎に印字・活用される行政区情報が多岐にわたることから、事業者での開発作業等を考慮し、一律の統一が図れないか、政令市の実態を意見収集した上で、 <b>標準仕様書としての要件をどう定める</b> か見極めることにした。   |

# 1. 国保として必要となる行政区の定義

# 1. 国保として必要となる行政区の定義

- 政令市については、行政区毎単位に事務処理が分かれているため、**各機能要件の検討にあたり、区概念を統一**する必要がある。
- 政令市より頂いたご意見に基づき、**国保システムとして必要となる区情報**について、以下の表にお示ししている。

| No. | 関連業務 | 区情報 | 区情報の定義                            | 用途  |
|-----|------|-----|-----------------------------------|---|
| 1   | 宛名   | 所管区 | 被保険者の最新の居住地が属する行政区                | —   |
| 2   | 資格   | 資格区 | 被保険者の資格に係る行政処理を行う行政区              | 証などの証明者がいずれの行政区であるかを明確にするため。              |
| 3   | 賦課   | 賦課区 | 被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区              | 通知書などの証明者がいずれの行政区であるかを明確にするため。            |
| 4   | 給付   | 診療区 | 各種レセプトに対し事務処理を行う行政区               | 医療機関等の受診時点の世帯主の資格区を把握し、レセプトのエラー対応に利用するため。 |
| 5   |      | 受付区 | 被保険者が給付申請を行った際に、申請から支給までの対応を行う行政区 | 申請毎に一つの行政区が一貫した対応を行うため。                   |
| 6   |      | 勧奨区 | 勧奨を行った行政区                         | 申請受付の際に権限制御に利用するため。                       |
| 7   | 収納   | 収納区 | 被保険者から納付された保険料（税）が財務管理上、計上される行政区  | 財務管理上、いずれの行政区で計上されるべき保険料（税）かを明確にするため。     |
| 8   | 滞納   | 処分区 | 被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区              | 行政処分をいずれの行政区が行うかを明確にするため。                 |

- 意見照会の結果、上表の区情報について、**行政区毎の管理は行っていない、又は診療区、収納区、処分区は利用していない等のご意見を頂いた一方で、多くの政令市からは管理を行っている**のご意見を頂いた。
- 区情報の管理を行っている政令市においては、**賦課区について、年度内に区間異動した際、本算定時点の賦課区から変更する・しないで運用が分かれていること、受付区について、被保険者が申請した際、世帯主の資格区を設定する、或いは申請を受け付けた職員が属する行政区を設定する等の違いがあること、収納区について、納付の受付を行った行政区を設定する、或いは納付があった日に属する資格区を設定する等の違いがあること**等、区情報に対し、設定すべき行政区の考え方は異なるものの、いずれも**上表の「区情報」の管理は必要**であるのご意見であった。

## 論点. 1

意見照会の結果、行政区単位での管理を行っていない政令市や、管理している政令市の中でも、**区情報に対し、設定すべき行政区の考え方は異なるなどの状況はあるものの、上述した「区情報」は管理が必要になる政令市が多いこと、標準仕様書への要件の記載を検討するにあたり、定義を統一すべきと考えることから、上述した表のとおり、「区情報の定義」を行いたい**と考えるがどうか。

# 1. 国保として必要となる行政区の定義

## 追加意見照会で届いた意見【賛成：10 反対：4】

- 「給付」の「診療区」について、「診療日時点の受診者の資格区」と定義してはどうか。（事務処理には各種現金給付事務等があり、レセプトに係る事務処理に限らないため。）
- 「区情報」の管理は必要であり、「区情報の定義」を行うことには賛成である。
- 受付区については、論点（案）を採用すると資格証明書対象世帯であった場合、資格区での差止に掛かる給付金を滞納保険料に充当できなくなるなどの影響が出ると考えるため、給付申請の登録を行った時点の申請者の資格区のみとして頂きたい。
- 滞納【処分区】について、本市では高額難件や重複滞納等の滞納整理を集中的に実施するため、全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置している。さらに拠点内には複数の整理班を設けており、これら整理班毎に送付物の発送元や問い合わせ先を管理し、実績集計まで行えることを想定している。

## 結論

区情報のうち、所管区、資格区、賦課区、勧奨区、収納区の定義については反対意見がなく、現状の定義で進めることとする。

受付区について、給付申請の登録を行った時点の区のみとすべき、実際に支給する区を分けるべきとのご意見や、診療区について、診療日時点の受診者の資格区を設定すべきとのご意見、また処分区については最新の資格区を設定しているケースがある等のご意見を頂いた。

**本論点については、ここで定義した区情報に対し、どの行政区を設定すべきかではなく、あくまで区情報の定義であるため、区情報の定義自体には特段の反対意見を頂いていないことから、現状のままで「区情報の定義」を行うこととした。**

なお、勧奨区について、後続の論点. 3 に対するご意見において、給付の勧奨区を指す用語が曖昧であるとのご意見があったことから、**「勧奨区」改め「給付勧奨区」と定義**することとした。

## 標準仕様書への記載

【標準仕様書への追記】

- 「区情報の定義」について、一覧表にまとめ、標準仕様書へ記載することとした。

※なお、後続の論点. 2 4 において「給付勧奨区」は不要と結論付けたため、最終的には標準仕様書から削除。

## 2. 区情報に設定する行政区の定義

- 2. 1 所管区・診療区・給付勧奨区
- 2. 2 資格区
- 2. 3 賦課区
- 2. 4 受付区
- 2. 5 収納区
- 2. 6 処分区

## 2 区情報に設定する行政区の定義

- 区情報を管理する政令市において、区情報にどのような行政区を設定すべきか様々ご意見を頂いたことを受け、区情報に設定する行政区についての整理を行う必要がある一方で、**行政区単位での管理を実施しておらず、煩雑な行政区の管理は避けたいのご意見も半数程度頂いていたことから、区情報に設定する行政区の検討にあたり、前提として次の論点を提起した。**

### 論点. 2

区情報の管理を行っている政令市が存在する一方、行政区の管理は行っておらず煩雑な管理は避けたいとのご意見も半数程度頂いていることから、区情報の設定については、**パラメータでの切り替え**とすべきと考えるがどうか。  
なお、パラメータを「区情報の設定を行わない」とすることで、行政区ではなく市として運用することを前提とした機能が動作するものであり、**一般市と同等の動き**になるものを想定している。

### 追加意見照会で届いた意見【賛成：15 反対：0】

全ての政令市より反対意見なし。

### 結論

全ての政令市より反対意見がなかったものの、議論において、開発ベンダや一般市より、以下のご意見を頂いたことから、**パラメータによる切り替えではなく、行政区の管理を行っている政令市において必要な機能要件が判別可能となるような記載**とした上で、**当該機能要件を取捨選択可能とするよう、標準仕様書を規定することとした。**ただし、標準化の方針は崩さないことを念頭に、**機能が変わること**で**事務全体への影響が生じるもののみ規定**することとし、それに**該当しないと判断したものは従前のとおりパラメータによる選択**を可能とする要件とした。

- ・政令市向け機能要件を一般市区町村向けのシステムへ実装することで、一般市区町村のシステム利用料が高騰することが懸念されることから、その点にも配慮すべき。
- ・行政区管理を行っている政令市と行っていない政令市等、運用の異なる政令市いずれにも対応するシステムを実現するため、機能をパラメータで切り替える要件とすることで、複雑な設計となり、品質確保に膨大なコストを要する。
- ・システム開発に膨大なコストを要することで、それが政令市におけるシステムの利用料の増加に繋がる。
- ・一政令市にとっては、他政令市向けの大半の機能をパラメータで利用しないこととなり、利用する機能が限られるにも関わらず、システムの維持コスト（ガバメントクラウド上での維持コスト）は全機能に対して発生することから、費用負担が増加する。
- ・政令市の運用については、行政区管理を行っているか否か、その他の業務運用の内容によってパターン化でき、そのパターン毎に必要な機能を取捨選択可能となるような機能要件とするべき。

### 標準仕様書への記載

【標準仕様書への追記】

- ・政令市向け機能要件については政令市毎に実装必須機能の取捨選択が可能である旨を標準仕様書本紙へ記載し、各機能要件において、区情報の管理を行っている政令市のみに必要な要件であることが判別可能となるよう【行政区管理を行っている指定都市向けの要件】と記載することとした。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

- 区情報を管理する政令市において、区情報へ設定する行政区の考え方に相違があることから、**設定する行政区について定義を行う必要がある。**
- 設定する行政区については、現状の運用状況が様々であることから、**区情報毎に頂いたご意見を踏まえ整理**することとした。

### 2. 1 所管区・診療区・給付勧奨区

| 区情報       | 区情報の定義              | 区情報の設定   | 頂いたご意見            |
|-----------|---------------------|--|-------------------|
| 所管区       | 被保険者の最新の居住地が属する行政区  | ・最新の居住地に基づいた行政区を設定<br>※住記システムより連携される情報を基に設定する。 | ・なし               |
| 診療区       | 各種レセプトに対し事務処理を行う行政区 | ・医療機関等の受診時点の被保険者（世帯主）の資格区を設定                   | ①管理していない政令市も存在する。 |
| 給付<br>勧奨区 | 勧奨を行った行政区           | ・住民に対し勧奨を行った（勧奨通知を発行した）職員が所属する区                | ・なし               |

#### 論点. 3

所管区、診療区及び給付勧奨区については、区情報を管理する政令市からも特段のご意見がなかったことから、**上表のとおり、区情報を設定する要件を定義**したいと考えているがどうか。

#### 【意見①】

なお、診療区及び給付勧奨区については、一部管理していない政令市も存在するとのこと意見を頂いたものの、管理を行っていない政令市の運用に支障を与えるものではないと考えることから、所管区と同様に区情報を設定することを想定している。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2. 1 所管区・診療区・給付勧奨区

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：12 反対：2】

- 管理を行っていないのであれば、データ利用・分析等の観点で、該当区情報は空白（null）を設定すべきであり、「同様に区情報を設定すること」とした場合、管理を行っている/行っていないを別途加味した上で、データ利用・分析しなければならず、煩雑となるため、反対。
- 所管区：保険者の設定に、住記コードの区コード変換テーブルを使用する場合、行政区単位で管理を行っていない（管理区域が別にある）政令市の場合、その後の保険者管理テーブルで正しい保険者の設定ができず、国保システム側において、一部の住所について国保独自の区コード変換テーブルが必要である。  
（ただし、標準化した住記システム側の区コード変換テーブルに、支所・出張所等を別に管理するコードの設定が可能であれば、支障が生じない可能性はある）

#### 結論

区情報の管理を行っていない政令市の場合、データ利用・分析等の観点から該当区情報は空白を設定すべきとのご意見を頂いたものの、**データ利用・分析において当該項目を参照せず行うことで回避可能**であると考えており、煩雑化は招かない。

一方、所管区の設定において、国保システム側で一部の住所について国保独自の区コード変換が必要とのご意見も頂いたが、原則**住記側で設定された区コードに基づき設定されるべき**であり、標準仕様書の定義においては、**現状の記載のとおり区情報の設定内容を定める**ことが適切である。

多数の政令市から賛同頂いたことも踏まえ、**区情報の設定について以下のとおり定義**することとした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【区情報の設定】

- 所管区：最新の居住地に基づいた行政区を設定。
- 診療区：医療機関等の受診時点の被保険者（世帯主）の資格区を設定。
- 給付勧奨区：住民に対し勧奨を行った（勧奨通知を発行した）職員が所属する区を設定。

※なお、後続の論点. 2 4 において「給付勧奨区」は不要と結論付けたため、最終的には標準仕様書から削除。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2. 2 資格区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点4」シートを参照

| 区情報 | 区情報の定義               | 区情報の設定                                       | 頂いたご意見  |
|-----|----------------------|--|---|
| 資格区 | 被保険者の資格に係る行政処理を行う行政区 | ・資格適用開始時点の被保険者（世帯主）の所管区<br>※区間転居時、資格区は変更される。 | ①遡及の場合、事務処理の負担を鑑み、過去の資格区も最新の資格区で更新する可能性がある。<br>②資格喪失時、喪失前の最終資格区を保持する。 |

#### 論点. 4

##### 【ご意見①】

遡及の場合、本来であれば過去時点の所管区を把握し、時点毎に資格区を設定するべきところ、過去からの履歴を適切に積み上げるには、事務処理の負担が大きく、過去の資格区について、最新の資格区で一齐に更新したいのご意見については、行政区を管理する考えとは矛盾が生じることに加え、所管区を含め他の区情報と資格区の整合性が保てないこと、履歴から、実際の過去の資格区の判断がつかなくなることから、標準仕様書への記載は行わない方向としたいが、**他の政令市においても必要となる要件**か。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：8 反対：5】

- 最新の資格区で一齐に更新しており、現行の運用を変えると事務処理負担が大きくなってしまう。
- 賛成だが、資格を遡及して取得する場合、最新の資格区のみで設定している例が多いことから、導入する標準システムのパッケージによっては、新旧システムでの仕様差異が生じることになるため、データ移行の注意点として記載してほしい。

#### 結論

過去の資格区を最新の資格区で一齐に更新する要件を標準仕様書には記載しないとする点について、他の区情報と不整合が生じることから多くの政令市より賛同頂いたものの、関西圏の政令市中心に、**最新の資格区でまとめて事務処理が行えるよう過去の資格区の一斉更新を行っており、必要な機能**であるのご意見を頂いた。

一定の反対意見があったことから、標準仕様書に記載しないとの判断はせず、**標準オプション機能として、以下の記載を行う**こととした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【機能要件：標準オプション機能】

- 遡及処理において、最新の所管区で過去の資格区を更新できること。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2. 2 資格区 「本紙（別添 4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点5」シートを参照

#### 論点 5

【ご意見②】

資格喪失後、喪失時点での資格を把握する必要が事務処理上生じるとのご意見について、特段異論がなければ**機能要件に記載する**方向で考えているかどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：9 反対：2】

- ・ 喪失後に資格について必要があれば通知をするが、資格区でも所管区でも最新であれば問題ない。
- ・ 異論はないが、複数の喪失履歴がある被保険者の場合、上書きするのか、履歴が保持されるのかで、要件の記載が変わると思われるため、要検討と思われる。

#### 結論

多くの賛同を頂いたが、一部「喪失時点での資格を把握する必要」の趣旨が不明、複数の喪失履歴がある場合、上書きするのか、履歴が保持されるか検討が必要である、とのご意見を頂いた。

喪失時点での資格を把握する趣旨は、**喪失後も生じる該当住民に対する事務処理を想定したものであり、通知等については、時点毎の資格区において対応を行うものと想定されることから、複数の喪失履歴がある場合は、時点毎の最終資格区を保持するべきではないかと判断し、以下の機能要件を記載することとした。**

#### 標準仕様書への記載

【機能要件：必須機能】

- ・ 資格喪失時、その後生じる事務処理を考慮し、喪失時点での資格区を保持できること。
- ・ 複数の喪失履歴がある場合は、過去の喪失履歴の資格区を保持できること。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.3 賦課区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点6～7、21～22」シートを参照

| 区情報 | 区情報の定義               | 区情報の設定                   | 頂いたご意見  |
|-----|----------------------|--------------------------|---|
| 賦課区 | 被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区 | ・保険料賦課計算時点の被保険者(世帯主)の資格区 | ①区間異動が生じた場合、本算定時点の賦課区から変更を行わない。<br>②区間異動が生じた場合、異動が生じた <b>期別以降</b> 、賦課区を変更する。<br>③区間異動が生じた場合、異動が生じた <b>期別の翌期以降</b> 、賦課区を変更する。<br>④区間異動が生じた場合、異動が生じた <b>期別以降及び過去履歴すべてに対し</b> 、賦課区を変更する。 |

#### 論点6

【ご意見①～④】

区間異動が生じた場合、被保険者（世帯主）の最新の資格区へ賦課区を変更する・しないは政令市の半数ずつ程度に意見が分かれており、現時点では、いずれかの運用に寄せることは困難と考えることから、**パラメータでの切り替え機能**にすべきと考えるがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：13 反対：1】

- ・ 本算定時点の賦課区に統一すべき。

#### 結論

多くの賛同を頂いた一方、政令市市場における事業者の参入障壁を高めないため、本算定時点の賦課区に統一すべきであるとの貴重なご意見も頂いている。本件は**区情報を管理する政令市で半数ずつ程度に現状の運用が分かれており**、他制度との兼ね合いも踏まえ、標準仕様書【1.1版】時点でいずれかの運用に統一する機能要件を定めることは困難と考えることから、論点.2の結論と同様、**パラメータによる切り替えではなく、区間異動が生じた場合に被保険者（世帯主）の最新の資格区へ賦課区を変更する・しない各政令市において必要な機能要件が判別可能となるような記載**とした上で、**当該機能要件を取捨選択可能とするよう、標準仕様書を規定することとした。**

#### 標準仕様書への記載

【標準仕様書への追記】

・政令市向け機能要件については政令市毎に実装必須機能の取捨選択が可能である旨を標準仕様書本紙へ記載し、各機能要件において、区間異動が生じた場合に被保険者（世帯主）の最新の資格区へ賦課区を変更する・しない各政令市に必要な要件であることが判別可能となるよう〔区間異動時に賦課区の再設定を行っている指定都市向けの要件〕又は〔区間異動時に賦課区の再設定を行っていない指定都市向けの要件〕と記載することとした。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.3 賦課区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点6～7、21～22」シートを参照

#### 論点. 7

【ご意見②、③】

区間異動に伴い賦課区を変更する場合、異動が生じた期別以降・期別の翌期以降で意見が分かれているが、区間異動に限らず、異動があった場合の考え方として、原則翌期からとなっていることから、標準仕様書としては、区間異動も同様、**翌期からの切り替えで統一すべき**と考えるがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：5 反対：3】

- 本算定時点の賦課区とすべきのご意見で本論点にはそぐわない。
- 末日時点で住民票がある区で調定が発生するため、異動が生じた期別以降でなければならない。

#### 結論

ほぼすべての政令市より反対意見はなかったものの、少数ながら「末日時点で住民票がある区で調定が発生するため、異動が生じた期別以降でなければならない」とのご意見を頂いている。

事業者の参入障壁を高める機能については極力低減したい意向があったことから、賦課区をどの期別から更新するかの仕様は統一すべきと考えたものの、少数のご意見のとおり、**即座に運用を見直すことの影響が大きく、また、区間異動入力時に賦課区を切り替える期別を任意に指定して更新する機能については一般市向けの要件として標準仕様書に定まっている経緯もあり、事業者においても、実装は比較的容易であると考えられると判断し、以下の機能要件を記載することとした。**

#### 標準仕様書への記載

【機能要件：必須機能】

- 区間異動後の資格区で賦課区を再設定する期別を任意に指定できること。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.3 賦課区

#### 論点. 8

##### 【ご意見④】

「区間異動に伴い賦課区を変更する際、過去履歴すべての賦課区を変更する」とのご意見について、**所管区を含め他の区情報と賦課区の整合性が保てないこと、履歴から、実際の過去の賦課区の判断がつかなくなることから、標準仕様書への記載は行わない方向としたいが、他の政令市においても必要となる要件**か。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：9 反対：2】

- ・本市では、年度途中の区間異動については、納付相談等における市民の利便性を考慮し、年度単位で賦課を移管しており、本案は市民サービスの低下を招くこととなるため、パラメータ切替により年度単位で賦課を移管できる設定も可能として頂きたい。
- ・現年度中の賦課異動は全て最新の資格区で管理する政令市も存在するため、必要な要件と考える。

#### 結論

多くの政令市より賛同頂いたが、「納付相談等における市民の利便性を考慮し、年度単位で賦課を移管しており、パラメータ切替により年度単位で賦課を移管できる設定も可能とすべき」や「現年度中の賦課異動は全て最新の資格区で管理している」との反対のご意見も頂いた。本件については、**論点.4と同様、他の区情報との不整合が生じるとの考えから標準仕様書への記載を見送る案を提案したが、論点.4の資格区の方向性と同様、一定の反対意見があったことから、標準仕様書に記載しないとの判断はせず、ご意見に基づき標準オプション機能として、以下の記載を行う**こととした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【機能要件：標準オプション機能】

- ・区間異動後の資格区で現年度分の過去履歴の賦課区を再設定できること。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.4 受付区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点9」シートを参照

| 区情報 | 区情報の定義                          | 区情報の設定                                 | 頂いたご意見  |
|-----|---------------------------------|--|---|
| 受付区 | 被保険者が給付申請を行った際に、申請から支給までの対応を行う区 | ・給付申請の登録を行った時点の申請者の資格区、又は給付申請を受け付けた行政区 | ① <u>給付申請の登録を行った時点の申請者の資格区</u> を設定する。<br>② 資格区に限らず実際に <u>受け付けた区</u> とすべき。<br>③ 高額・外来合算は計算期間内の最後の資格区、高額療養費・療養費申請は診療時点の資格区、葬祭費は死亡時点の資格区、出産一時金は出産時点の資格区とすべき。 |

#### 論点. 9

##### 【ご意見①～③】

・給付の申請登録について、住民と関わりのある行政区でのみ受付を行うべきとの考えから、政令市要件たたき台の記載のとおり要件をお示ししたが、「受け付けた区とすべき」や「計算期間内の最後の資格区、死亡・出産時点の資格区にすべき」とのご意見を頂いた。

受付区については、申請から支給までの対応を全うする行政区であることが定義（案）であり、**実際に住民からの申請を受け付けた区で対応することが望ましいと考える一方、受付にあたっては、住民の資格区等の縛りがあるのが実態。**

そのため、**煩雑となりすぎない要件を定めるべく、標準仕様書としては、「住民からの申請を受け付けた区」を受付区**に設定した上で、政令市毎の実態に合わない場合は、該当の区に書類を転送するなど、システム外の対応を前提に要件を定義してはどうか。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.4 受付区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点9」シートを参照

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：8 反対：6】

- ・「計算期間内の最後の資格区、診療・死亡・出産時点の資格区」でのみ受付可能としているが、システム上、「住民からの申請を受け付けた区」を受付可能となることで、システム外の事務処理が漏れてそのままになってしまった場合のリスクが懸念される。
- ・住民からの申請を受け付けた区以外の区で支出処理を行う場合もあるため、「申請から支給までの対応を行う区を受付区とする」という定義には反対する。
- ・受付区と実際に支給する区とを分けて定義して頂きたい。
- ・受付区として管理すべきは申請の処理から支給するまでの区であると考える。
- ・前提として、行政区とは、地方自治法252条の20「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け」ており、「区にその事務所の長として区長を置く。」とされているのであるから、A区に居住する住民はA区役所の管轄となり申請先もA区長となる（B区長、C区長には申請できない）ものと考える。  
「申請を受け付けた区」で管理している市は、国保事務の権限を区長に委任（分掌）しておらず、申請先を区長ではなく市長としているパターン以外には考えられず、重ねてになるが、区長に国保事務を委任している市（これが通常と考える）において、A区居住者がB区長やC区長に申請できるとした場合は、そもそも政令市要件ではなくなると考えられることから、「給付申請の登録を行った時点の申請者（世帯主）の資格区」とするべき。

#### 結論

受付区に設定する行政区について、地方自治法252条の20（※1）に基づき「給付申請の登録を行った時点の申請者（世帯主）の資格区」とすべきといったご意見や、給付内容によって対応を行う受付区を分けるべき（※2）といったご意見等、多数のご意見を賜った。

（※1）：「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け」ており、「区にその事務所の長として区長を置く。」とされているのであるから、A区に居住する住民はA区役所の管轄となり申請先もA区長となる（B区長、C区長には申請できない）ものと考える。

（※2）：高額・外来合算は計算期間内の最後の資格区、高額療養費は給付勧奨区、療養費申請は診療時点の資格区、葬祭費は死亡時点の資格区、出産一時金は出産時点の資格区。

ご意見は様々ありながらも、「受付区」については定義のとおり、**申請から支給までの対応を行う区**であり、どの考え方も否定できるものではないと考える一方、**受付区に限り、多岐にわたるケースをシステムの仕様として定義することは避けるべき**とのご意見もある状況であった。

システムにおける「受付区」については「**住民からの申請を受け付けた区**」と定義した上で、資格区であるべきと考える団体については資格区へ書類を転送、給付内容毎に行政区が異なる場合は然るべき行政区へ書類を転送するなどし、**団体毎に適切と考える行政区の職員による登録を行い、その登録した行政区を「住民からの申請を受け付けた区」、即ち「受付区」としてシステム上は統一**することとした。

※「受付区」を登録できる行政区の権限制御については、論点.24にて議論。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.4 受付区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点9」シートを参照

#### 標準仕様書への記載

##### 【区情報の設定】

・受付区：給付申請を登録したユーザの所属する行政区

※なお、団体毎に最新の資格区、診療時点の資格区等の運用が様々あることから、政令市側の事務処理において、適切と考える行政区を受付区として設定することを想定。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.5 収納区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点10」シートを参照

| 区情報 | 区情報の定義                           | 区情報の設定   | 頂いたご意見   |
|-----|----------------------------------|--|--|
| 収納区 | 被保険者から納付された保険料（税）が財務管理上、計上される行政区 | ・納付時、納付の受付を行った行政区、又は納付があった日に属する資格区<br>※納付があるまでの期間、システム上は調定発生時に当該期月の賦課区を設定或いは空白とする。 | ①納付の受付を行った行政区を設定する。<br>②納付があった日に属する資格区を設定する。<br>③賦課区を設定すべき。<br>④管理していない政令市も存在する。 |

#### 論点 10

##### 【ご意見①～③】

納付の受付を行った行政区、納付があった日に属する資格区を設定すべきとのご意見を頂いた一方、賦課区と同一であるべきとのご意見も頂いている。

収納区について、**実際に納付された行政区を管理し、その後の事務処理に繋がる実態はあるものの、事務局としては、本来賦課された区に対し納付されたと考えるべきではないかとも考えており、賦課区と収納区が異なる状態になることについて、適切な見解が導けない状況。**

上述した状況を踏まえ、標準仕様書としては、納付の受付を行った行政区、又は納付があった日に属する資格区ではなく、**賦課区と同じ行政区を収納区にも設定すべき**と考えているかどうか。

なお、口座振替ファイル及び還付振込ファイルについては、収納区単位での切り出しを想定している。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：10 反対：1】

反対は「収納区の利用を行うか否か選択可能としてほしい」といったご意見であり、設定内容については全ての政令市より反対意見なし。

#### 結論

全ての政令市より賛同頂いたため、**収納区については賦課区と同一区が設定されることで定義することとした。**

#### 標準仕様書への記載

##### 【区情報の設定】

・収納区：賦課区と同一の行政区を設定

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.5 収納区

#### 論点. 11

##### 【ご意見④】

管理していない政令市も存在するのご意見を受け、**収納区について管理を行っていない政令市については、賦課区と同一の行政区が設定された場合でも、運用に支障を与えるものではない**と考えることから、**賦課区 = 収納区を設定**することとしたいがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：12 反対：1】

- ・【ご意見④】について、管理を行っていないのであれば、データ利用・分析等の観点で、該当区情報は空白（null）を設定すべきであり、「賦課区 = 収納区を設定すること」とした場合、管理を行っている/行っていないを別途加味した上で、データ利用・分析しなければならず、煩雑となるため、反対。

#### 結論

区情報の管理を行っていない政令市の場合、**データ利用・分析等の観点から該当区情報は空白を設定すべきのご意見を頂いたものの、所管区での見解同様、データ利用・分析において当該項目を参照せず行うことで回避可能**であると考えており、煩雑化を招かないと考えている。

ほとんどの政令市から賛同頂いたことも踏まえ、**収納区については賦課区と同一区が設定されることで定義することとした。**

#### 標準仕様書への記載

##### 【区情報の設定】

- ・収納区：賦課区と同一の行政区を設定

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.6 処分区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点12」シートを参照

| 区情報 | 区情報の定義               | 区情報の設定   | 頂いたご意見  |
|-----|----------------------|--|---|
| 処分区 | 被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区を処分区</li> <li>・直近の資格区</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①滞納処分の登録を行ったユーザに所属する行政区を設定する。</li> <li>②直近の資格区を設定する。</li> <li>③管理していない政令市も存在する。</li> </ul> |

#### 論点. 12

##### 【ご意見①、②】

滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区、直近の資格区とご意見が分かれている点について、いずれも**行政処分を担当する区を明確にしたいとの考えについては適切**であると考えており、設定により切り替えられる機能が望ましいと考えるものの、直近の資格区が望ましい場合は、滞納処分の登録を直近の資格区に所属する職員が行うことで、要件としては包含できると考えている。

そのため、標準仕様書としては、**直近の資格区ではなく、滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区を処分区として設定**することとしたいがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：4 反対：5】

- 本市では、高額難件や重複滞納等の滞納整理を集中的に実施するため、全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置している。さらに拠点内には複数の整理班を設けており、これら整理班毎に送付物の発送元や問い合わせ先を管理し、実績集計まで行えることを想定している。
- 本市では、滞納整理については、直近の資格区で行っているため。そのため、A区で財産を差押をしたのち、換価前にB区に異動した場合、滞納処分の管理をB区に引き継ぐ運用を行っているが、差押解除などのその後の標準システムにおける処理は、B区で処理ができるのか確認したい。
- 滞納者管理を全市で横断的に実施している政令市も存在することから、必ずしも登録者の所属区 = 処分区とは限らないと考えられる。区を跨いで業務を行う担当者（ユーザ）については、処分区を都度設定できるのが望ましいのではないかと。
- 本市では滞納業務を本庁に集約しているため、ユーザの所属する行政区を処分区に設定する場合、各ユーザに行政区分の権限を付与しなければならず、処理の際のユーザ切替による事務負担増やユーザ管理が煩雑となるため、滞納期別の賦課区（収納区）を設定頂きたい。
- 例えば、A区で全部喪失した世帯が、B区へ転居後にB区役所窓口で分納誓約を行い、その場で納付書等の交付を受ける場合、滞納処分はB区ユーザが登録せざるを得ないが、処分区はA区になると思われる。また本市の運用では、本庁課が財産調査等を一括処理・一括登録するケースもあり、この場合は「滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区」が存在しないこととなる。本来は処分区を選択できることが望ましいが、統一するのであれば「直近の資格区」が妥当ではないかと。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.6 処分区 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点12」シートを参照

#### 結論

全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置しているため滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区のみの職員以外も入力を行う場合があるといったご意見や、A区で登録した後、B区へ区間異動した場合、B区に引き継ぐ運用を行っているためB区職員が入力できるべきのご意見を頂いた。

本論点については、あくまで**どの行政区を処分区として登録すべきか**という内容であり、ここで**登録された処分区における権限制御とは別論点**であるため、処分区に対し、滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区を設定することについては特段の反対意見はなかったことから、**「処分区」については以下のとおり記載することとした。**

#### 標準仕様書への記載

【区情報の設定】

- ・処分区：滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 2.6 処分区

#### 論点. 13

##### 【ご意見③】

管理していない政令市も存在するのご意見を受け、処分区について特段の管理を行っていない政令市については、**滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区が設定された場合でも、運用に支障を与えるものではない**と考えることから、**滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区 = 処分区を設定**することとしたいがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：3 反対：6】

- 本市では、高額難件や重複滞納等の滞納整理を集中的に実施するため、全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置している。さらに拠点内には複数の整理班を設けており、これら整理班毎に送付物の発送元や問い合わせ先を管理し、実績集計まで行えることを想定している。
- 本市では、滞納整理については、直近の資格区で行っているため。
- 滞納者管理を全市で横断的に実施している政令市も存在することから、必ずしも登録者の所属区 = 処分区とは限らないと考えられる。
- 区を跨いで業務を行う担当者（ユーザ）については、処分区を都度設定できるのが望ましいのではないかと。
- 本市では滞納業務を本庁に集約しているため、ユーザの所属する行政区を処分区に設定する場合、各ユーザに行政区分の権限を付与しなければならず、処理の際のユーザ切替による事務負担増やユーザ管理が煩雑となることから、滞納期別の賦課区（収納区）を設定頂きたい。
- 管理を行っていないのであれば、データ利用・分析等の観点で、該当区情報は空白（null）を設定すべきであり、「行政区 = 処分区を設定すること」とした場合、管理を行っている/行っていないを別途加味した上で、データ利用・分析しなければならず、煩雑となるため、反対。

#### 結論

反対意見を複数頂いたものの、多くは区情報の管理を行っている政令市からのご意見であり、本論点については、**管理していない政令市向けの要件であること、管理していない政令市からは特段の反対意見がなかった**ことから、**以下のとおり記載**とすることとした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【区情報の設定】

- 処分区：滞納処分の登録を行ったユーザの所属する行政区

## 3. 権限制御及び関連する機能要件

- 3. 1 宛名業務
- 3. 2 資格業務
- 3. 3 賦課業務
- 3. 4 給付業務
- 3. 5 収滞納業務

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

- 区情報を管理する政令市において、誤入力等を防止することを目的に詳細な権限設定を行っているのご意見を頂いたことを受け、権限制御について整理を行った。加えて、関連する要件についてもご意見を賜ったことから、併せて整理を行った。
- 一方で、区情報に係る権限制御について行っておらず、いずれの行政区であっても更新・参照を可能とすべきとのご意見も半数程度頂いていることから、権限制御の検討にあたり、前提として次の論点を提起した。

#### 論点. 14

区情報に係る権限制御については、厳密に行っている政令市が存在する一方、いずれの行政区であっても更新・参照を可能とすべきとのご意見も半数程度頂いていることから、権限制御を行うか否かについては、パラメータでの切り替えすべきと考えているがどうか。  
なお、業務毎に権限制御を行うか否かを設定した場合、区情報毎の関連性などに伴い管理が複雑となりすぎ、システムにおける制御に支障を及ぼす可能性があることから、あくまですべての業務に対し、権限制御を行うか否かの切り替えを前提に検討を進めたいと考えている。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：16 反対：0】

全ての政令市より反対意見なし。

#### 結論

全ての政令市より反対意見がなかったものの、論点. 2 の議論において、開発ベンダや一般市より、パラメータ化することへのご意見を頂いたことから、論点. 2 の結論と同様、パラメータによる切り替えではなく、権限制御を行う政令市において必要な機能要件が判別可能となるような記載とした上で、当該機能要件を取捨選択可能とするよう、標準仕様書を規定することとした。

ただし、他の論点において、全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置しているなど、収滞納業務については厳密な権限制御を行うことで実運用が行えない事情が明らかとなったことから、収滞納業務に限り、個別に区情報の権限制御を行えるよう【機能要件①】の定義とした。また、後続の個々の業務毎の論点での意見になるが、仮に権限制御を行う場合においても、災害や緊急の傷病対応等が生じた場合は、行政区に関わらず全ての区情報に対して入力権限を有した対応が求められるケースもあることから、【機能要件②】についても定義することとした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【標準仕様書への追記】

・政令市向け機能要件については政令市毎に実装必須機能の取捨選択が可能である旨を標準仕様書本紙へ記載し、各機能要件において、権限制御を行っている政令市のみに必要な要件であることが判別可能となるよう〔区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件〕と記載することとした。

##### 【機能要件①：必須機能】

- ・資格及び賦課、給付業務において、区情報に係る権限制御を行えること。
- ・収納及び滞納業務において、区情報に係る権限制御を行えること。

##### 【機能要件②：必須機能】

- ・権限制御の対象とならないユーザIDを作成できること。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

- 「参照処理」については、登録・削除等の処理とは別途、取扱いを整理した。

#### 論点. 15

権限制御の機能を利用した場合においても、**参照については、権限制御の対象とせず、すべての行政区の職員が可能**にすべきと考えているがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：10 反対：2】

- ・前住所地所得照会時の結果を取り込み画面で確認（参照）する場合は、参照して所得情報に問題がなければそのまま所得情報を取り込み登録処理を行うことになる。そのため、取り込み画面で確認（参照）するときは、情報照会を行った区でしか参照できないように制御をかけてほしい。全区分が参照できてしまうと一日の件数が200件程度が表示されてしまうため。権限がかけられない場合は抽出機能をつける等を明記してほしい。
- ・業務毎に設定できるようにして頂きたい。資格や賦課、給付では参照が必要である。  
一方で、滞納管理の交渉経過記録については、その内容を頭に入れて納付義務者との折衝に臨むが、複数区で同時に滞納整理を行っている場合に他区の交渉経過記録が表示されると折衝が難しくなることから制御が必要。同様に分割納付管理、徴収（換価）猶予管理、納付受託処理、財産調査処理、滞納処分処理等についても納付折衝の際参考にするので制御が必要。  
本市の現行システムの交渉経過記録、分割納付、滞納処分等については、区役所では当該区役所で記録したものしか参照できない。一方、本庁職員については全区役所の記録を参照できる。

#### 結論

**前住所地所得照会の結果を取り込む画面**において、全行政区が照会可能となった場合件数が膨大となり特定が困難であることから、権限制御或いは参照時の抽出機能を設けるべきとのご意見を頂いた。しかしながら、多くの政令市から論点については賛同頂いており、**参照については複雑な権限制御を設けず実装されることが望ましい**と考えたことから、**権限制御ではなく、情報照会機能における取り込み画面について、区コードでの絞り込みが可能となるよう【機能要件①】を定める**こととした。

また、滞納業務の参照について、交渉経過記録、分割納付、滞納処分等、住民との折衝に利用される機能に関しては不要な情報を参照させないべきとの考えから、業務毎に参照の権限制御を設けるか選択可能とすべきとのご意見を頂いた。住民との折衝にあたり、通常は該当住民の交渉記録や納付状況、**滞納状況等を区で登録したものに限らず把握した上で住民折衝にあたるケースが多い**と考えたこと、他政令市においては、参照に関して権限制御を設けないことに対し、**反対のご意見を頂いていない**ことから、**参照機能については権限制御を設けないことで標準仕様書へ記載**することとした。【機能要件②】

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 標準仕様書への記載

【機能要件①：必須機能】

・情報照会の取り込み結果確認画面について、区コードでの絞り込みができること。

【機能要件②：必須機能】

・参照については権限制御の対象とせず、全ての行政区の職員が参照できること。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.1 宛名業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点16～17」シートを参照

| 業務 | 政令市要件たたき台での記載 | 頂いたご意見  |
|----|---------------|---|
| 宛名 | -             | 【権限制御】<br>①所属する職員の行政区のみで住登外者の所管区を登録・更新可能とする。<br>②該当する住民の直近の資格区に所属する職員のみ、資格・賦課の送付先及び振替口座の登録を可能とする。 |

#### 論点 16

##### 【ご意見①、②】

政令市要件たたき台において記載はなかったが、宛名の住登外機能において、**所属する職員の行政区のみで住登外者の所管区を登録・更新可能とする要件を追加すべき**とのご意見を賜ったことから、権限制御を利用する場合、**「必須機能」として要件を追加**したいと考えるがどうか。

#### 追加意見照会で届いた意見【賛成：9 反対：3】

- ・所属する職員の行政区とあるが、市外居住者を住登外登録している場合の所管区はどのように取扱うか定めなくてはならないと考える。住登外者の情報更新を所属する職員の行政区のみとする場合、更新作業が非効率になることから、所属する職員の行政区に限定しない方が良く考える。
- ・本市では、所管区が異なる場合の制御はポップアップでの注意喚起のみであるため。
- ・住登外者について所管区を区別して管理する必要はない認識であり、所管区を登録・更新可能とする要件は必要ないとする。

#### 結論

住登外者の更新処理を所属する職員の行政区のみとする場合、更新作業が非効率になることから、所属する職員の行政区に限定するべきではないとご意見を頂いたものの、権限制御を行う目的である誤入力防止とは逆行する動きとなることに加え、**多くの政令市から賛同**頂いたことから、本論点については、**以下のとおり機能要件に記載**することとした。

#### 標準仕様書への記載

##### 【機能要件：必須機能】

- ・所属する職員の行政区のみで住登外者の所管区を登録・更新できること。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.1 宛名業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点16～17」シートを参照

##### 論点. 17

###### 【ご意見②】

政令市要件たたき台において記載はなかったが、**資格業務及び賦課業務における宛名の送付先入力機能、及び口座情報入力機能**について、**登録・更新処理を行う場合は、該当する住民の直近の資格区に所属する職員のみ可能とする要件を追加すべき**とのご意見を賜ったことから、権限制御を利用する場合、**「必須機能」として要件を追加**したいと考えるがどうか。

なお、**給付業務及び収滞納業務の送付先及び給付金と還付金の振込口座の入力**については、給付申請や還付申請の入力と共に行うことが想定されるため、当該申請入力に関する権限制御の対象に含めることとし、**本論点には含めない**。（後述）

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：8 反対：4】

- ・ 診療当時の資格区で口座情報を入力しており、最新の住所地たる資格区での管理となると業務になじまない。また、収納についても有資格時の区において還付処理を行うため、過去の資格区で処理を行うことがある。
- ・ 口座情報入力業務について、本市では、行政区ではなく、委託先の機関（還付事務センター）で業務を行っており、行政区単位での権限制御をかけてしまうと、委託先の機関で業務が実施できなくなってしまうため、反対する。  
賦課区に問い合わせ先があった場合、資格区への連絡等（職員又は被保険者本人）が発生し、双方、非効率であると考えため、反対する。別途『その他』等、行政区以外の権限制御区分を設けて頂く必要がある（※全行政区分の対応ができる権限であることが必須）
- ・ 送付先入力については、基本的に資格区で行うと思われるが、権限制御は行っていない。
- ・ 給付に関しては直近の区においてだけでなく、過去の区においても入力を行う可能性があるため、制御の対象に含めない。

##### 結論

給付については、診療当時の資格区で口座情報を入力している、また収納についても有資格時の区において還付処理を行うため過去の資格区で処理といったご意見を頂いた。

論点のなお書きに記載のとおり、**給付業務及び収滞納業務に係る送付先、振込口座の入力**については、本論点で記載した**宛名の送付先及び口座情報に係る権限制御の対象とはせず、給付業務及び収滞納業務で整理する権限に基づき入力可能とすることを前提**としている。

そのため、その他特段の反対意見がなかったことから、**以下のとおり機能要件を定める**こととした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件：必須機能】

- ・ 宛名の送付先入力機能及び口座情報入力機能において、該当する住民の直近の資格区に所属する職員のみ登録・更新できること。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 2 資格業務 「本紙（別添 4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点18」シートを参照

| 業務 | 政令市要件たたき台での記載   | 頂いたご意見  |
|----|---|---|
| 資格 | <p>資格の異動入力等は過去に遡及するものも含め、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能<br/>           補足：登録・更新処理・検索処理が該当</p> <p>上記の記載に対し以下ご意見を頂き、見直しを実施。<br/> <b>【ご意見】</b><br/>           記載が曖昧なため、以下の要件とすべきではないか。</p> <p><b>【見直し案】</b><br/>           ・資格の異動入力等は<u>区間異動</u>や過去に遡及するものも含め、該当する<u>世帯主の直近の所管区</u>に所属する職員でのみ可能</p> | <p><b>【権限制御】</b></p> <p>①<u>遡及の場合、該当する世帯主の直近の所管区に所属する職員が、異なる行政区の資格履歴を作成できること。</u></p> <p>②<u>別の世帯への一部追加等、世帯を跨る資格の異動入力は、遡及も含め、現在の世帯主ではなく、異動先世帯主の直近の所管区に所属する職員でのみ可能とすべき。</u></p> <p>③<u>資格の区間異動と世帯分離を同時に入力する場合は、区間異動する住民の直近の所管区に所属する職員でのみ入力を可能とすべき。</u></p> |

#### 論点. 18

##### 【ご意見①】

遡及の場合、**オペレーションの利便性から、世帯主の直近の所管区に所属する職員が、異なる行政区の資格履歴を作成すべきとのご意見を賜っているが、「該当する世帯主の直近の所管区に所属する職員のみ資格異動入力が可能」との権限制御の考え方から逸脱することとなる。**

職員数多による操作誤りを防止するため**権限制御を厳密にすべきとのご意見がある一方、オペレーションの利便性を優先させ例外を許容することについて、他の政令市においても必要となる要件か。**

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 2 資格業務 「本紙（別添 4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点18」シートを参照

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：5 反対：3】

- 他区の資格情報を作成できることは許容できないため、権限制御を厳密にして頂きたい。
- 本市では、行政区単位で資格等の管理を行っており、遡及する場合は、過去の資格区で手続きをしておらず、最新の資格区で遡って資格を管理しており、世帯主の直近の所管区に所属する職員が、異なる行政区の資格履歴を作成することには反対である。
- 論点 4 にて、遡及の場合、過去時点の所管区を把握し、時点毎に資格区を設定し、過去からの履歴を適切に積み上げるべきとあったが、その場合は、世帯主の直近の所管区が異なる行政区の資格履歴を作成する他、方法はないのではないか。
- 窓口対応時間の短縮の観点から、例外を許容頂きたいと考えます。
- オペレーションの利便性から、世帯主の直近の所管区に所属する職員が、異なる行政区の資格履歴を作成している。

##### 結論

利便性の観点から例外を許容すべきとのご意見を頂いた一方、世帯主の直近の所管区に所属する職員が異なる行政区の資格履歴を作成すべきではなく厳密に管理すべき、異なる行政区の履歴を作成することは反対であるといったご意見を頂いている。

権限制御の基本的な観点から、あるべき姿としては、**遡及の場合であっても世帯主の直近の所管区に所属する職員が異なる行政区の資格履歴を作成することは避けるべき**と考えるため、**【機能要件①】を実装必須機能として定義**することとした。

ただし、論点. 4 で定めたとおり、**現状過去の資格区を直近の所管区で更新する運用を行っている政令市もある**ことから、論点. 4 と併せ、**【機能要件②】をオプション機能として定義**することとした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件①：実装必須】

- 資格の異動入力等は過去に遡及するものも含め、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能。

###### 【機能要件②：標準オプション機能】

- 資格の異動入力は過去に遡及するものも含め、該当する直近の世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 2 資格業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点19」シートを参照

##### 論点. 19

【ご意見②、③】

「別の世帯への一部追加等、世帯を跨る資格の異動入力については、遡及も含め現在の世帯主ではなく、異動先の世帯主の直近の所管区に所属する職員でのみ可能とすべき」や「資格の区間異動と世帯分離を同時に入力する場合は、区間異動する住民の直近の所管区に所属する職員でのみ入力を可能とすべき」とのご意見について、いずれも対象住民の異動後の所管区で入力させるべきとのご意見であり、“現在の世帯主の直近の所管区”とは例外ながらも考え方としては適切であると考えている。特段異論がなければ上記要件を機能要件に記載する方向で考えているがどうか。

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：4 反対：6】

- 別の世帯への一部追加はその区でしか登録できないよう制御すべきであるが、世帯異動に伴う処理は移動先の所管区で処理できるように制御しても問題はありません。
- 【ご意見②】については、世帯員に限定する場合、上記の運用としている。しかし、世帯主が異動対象となる場合は、この限りではない。世帯主が異動する場合は、元区で世帯分離をさせてから、異動先区で資格取得する運用としている。  
【ご意見③】については、世帯員に関しては、区間異動と世帯分離を同時入力可能であるが、世帯主に関しては、それぞれで入力が必要となる。確かに、「いずれも対象住民の異動後の所管区で入力させるべきとのご意見であり」は、一部広域連携として、本市も適用している。（例えば、区間異動先で、元区の異動被保険者の適用終了し、先区で適用開始するオペレーションを一連のオペレーションで完結する仕組みとしている）。
- 異動入力の定義が「資格取得」に類するものであれば、考え方として適切と考える  
世帯と所管区を跨ぐ場合、一つの事象に「取得」「喪失」が同時発生するものであり、「喪失」側は「取得」によるオペレーションで自動的に処理完了するのであれば、業務上の連携は必要とはいえず、特に問題はないと思われる
- 権限制御を使用しない本市としては、制御されると困るが、論点.14~17のとおり「権限制御する場合の必須機能」ということであればそれで問題ない。
- 窓口対応等で、他の所管区の職員が入力を行う必要が生じることもあるため、他の所管区でも入力できるようにして頂きたい。
- このパターンは、住基の届出のうち転居・世帯変更に伴い生じるもので、国保法第14条等により、住基の届出の際の付記（記号番号等）により国保に関する届出があったものとみなすもの。国保独自の届出ではないことから、処理可能な行政区の判断は、国保システムではなく住基システムで決めるものという認識（住基が処理可能としている行政区で、国保側も処理可能とする必要があるのではないか）。なお本市住基担当課では、異動前・後の行政区でのみ届出を受け付けている（A区→B区転居の場合は、A区又はB区で届出可能）。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 2 資格業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点19」シートを参照

##### 結論

本論点は、「**区間異動と世帯分離**」が同時に生じた場合、同一オペレーションでの処理を行うことを前提に、**実際に区間異動する該当住民の異動先世帯主の所管区に所属する職員でのみ入力を可能とすべきか、現在の世帯主（異動元）の直近の所管区に所属する職員でのみ入力を可能とすべきか**といった内容となる。

本論点において、「**遡及も含め**」の記載があることで、論点. 1 8と混在した議論となり論点が不明確になることから、「**遡及も含め**」は要件内から削除することを前提とした上で、「**区間異動する該当住民の異動先の所管区に所属する職員でのみ入力を可能とすべき**」との本論点には**特段の反対意見を頂かなかった**ことから、**以下のとおり要件を定める**こととした。

##### 標準仕様書への記載

【機能要件：実装必須】

・資格の異動入力で別の世帯への一部追加含む世帯分離及び区間異動を同時に行う場合は、区間異動する住民の異動先世帯主の所管区に所属する職員でのみ可能。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.3 賦課業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点20」シートを参照

| 業務 | 政令市要件たたき台での記載   | 頂いたご意見   |
|----|---|--|
| 賦課 | <p><b>【権限制御】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課の更正入力とは該当する住民の直近の資格区でのみ可能</li> <li>・賦課の所得入力は該当する住民の直近の資格区又は当時の賦課区に所属する職員でのみ可能</li> <li>・賦課の減免入力は該当する住民の当時の賦課区に所属する職員でのみ可能</li> </ul> <p><b>【関連する機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課区が変更になったことに伴い、保険料に変更がない場合でも新区から納入通知書を出力できること。</li> <li>・二つ以上の賦課区を跨ぐ賦課更正が発生した場合、更正決定通知書を各々の区に分離して発送する。</li> </ul> | <p><b>【権限制御】</b></p> <p>① いずれの入力も <u>住民の直近の資格区又は年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能</u>とすべき。</p> <p><b>【関連する機能】</b></p> <p>② <u>区間異動があっても税額に変更がない限りは納入通知書を送付していない。</u></p> <p>③ <u>賦課区は分かれるが更正決定通知書は最新の資格区に山分けされて出力している。</u></p> |

#### 論点. 20

##### 【ご意見①】

政令市要件たたき台では、**更正入力、所得入力、減免入力毎に権限制御を区分けしお示したものの、いずれの入力においても住民の直近の資格区又は年度内の賦課区に所属する職員でのみ入力可能**とすべきとご意見を頂いたこと、また賦課業務内での煩雑な権限制御を避けるべきとの考えから、**更正入力、所得入力、減免入力いずれについても「住民の直近の資格区又は当該年度内の賦課区」に所属する職員にのみ権限を付す**こととしたいがどうか。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 3 賦課業務 「本紙（別添 4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点20」シートを参照

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：8 反対：3】

- 所得入力については、直近の区でなくても過去に資格があった区であれば年度内問わず入力可能であるが、減免入力については、直近の資格区でのみ入力可能であるため。更正入力とは、どういう場合を想定しているか。
- 権限制御を使用しない本市としては、制御されると困るが、論点.14~17のとおり「権限制御する場合の必須機能」ということであればそれで問題ない。
- 減免入力は賦課区のみで事務を行っているが、更正入力及び所得入力は、ポップアップの注意喚気のみで、全区で入力できる扱いとしているため。

##### 結論

減免入力のみ資格区で行っているのご意見や、すべての区で登録を行っているのご意見を頂いたものの、**減免入力のみ資格区で行うことの明確が根拠はなかったこと、すべての区で登録を行えるようにするには権限制御のパラメータをオフにすることで実現できることから、以下の要件を記載することとした。**

##### 標準仕様書への記載

【機能要件：実装必須】

• 賦課の更正入力、所得入力、減免入力のいずれについても、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、又はその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.3 賦課業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点6～7、21～22」シートを参照

##### 論点. 21

###### 【ご意見②】

賦課区が変更となった際、保険料（税）に変更がない場合であっても新区から納入通知書を出力するとの要件に対し、**税額の変更がない限り、納入通知書を発送しないのご意見を約半数の政令市から頂いており**、現時点ではいずれかの運用に寄せることは困難と考えることから、**パラメータでの切り替え機能**にすべきと考えるがどうか。

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：9 反対：1】

- ・ 保険料（税）に変更がない場合に新区から納入通知書を出力する目的が不明であり、必要ないと考える。そのためパラメータも必要ないと考える。  
また、区間異動が生じた場合、本算定時点の賦課区から変更しない運用に統一すべき。

##### 結論

政令市から反対のご意見がなかったことから、**以下の要件を標準仕様書に記載**することとした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件：実装必須】

- ・ 年度途中で賦課区が変更となった際、保険料（税）に変更がない場合であっても新区から納入通知書を出力できること。
- ・ [区情報に係る権限制御を行っている指定都市向けの要件] 年度途中で賦課区が変更となった際、保険料（税）に変更がない場合は新区から納入通知書を出力できないこと。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.3 賦課業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点6～7、21～22」シートを参照

##### 論点. 22

###### 【ご意見③】

二つ以上の賦課区を跨ぐ賦課更正が発生した場合、更正決定通知書を各々の区に分離して発送するとの要件に対し、多数の政令市より「賦課区は分かれるが更正決定通知書は最新の資格区に山分けしている」、「更正通知書を区別に分ける必要はない」とのご意見を頂いている。

双方の賦課区において証明者から当該区における賦課額を通知する必要がある一方、双方の区で分離して発送業務を行うことは、郵送料や事務処理の負担になると考えるため、いずれかの区において、**双方の賦課額を記載した帳票を一つ準備する方法がないか**検討している。

例えば、証明者を直近の資格区の長とした上で、事務処理上必要となる問い合わせ先や賦課額のお知らせなどについては賦課区毎に印字する対応ではどうかなど、**考えられる要件案はあるか**。

##### 追加意見照会で届いた意見【10団体よりご意見あり】

- 本市では賦課区毎の調定のため、二つ以上の賦課区を跨ぐ賦課更正が発生した場合、更正決定通知書を各々の区に分離して発送を行っている。  
区間異動後の所得更正が行われた場合は、最新の資格区より徴収が行われるため、最新の資格区から発送を行っている。  
いずれかの区において、双方の賦課額を記載した帳票を一つ作成するのは厳しいと考える。  
また、それぞれの行政区において、双方の賦課額を記載した帳票を作成した場合に、業務上必要でない個人情報を知りうる事が可能となり、個人情報の漏洩にも繋がり、不適切と認識する。同一の世帯員を構成するのであれば問題ないといった意見もあろうかと考えるが、それぞれの行政区において、世帯構成が完全に一致するか否かの判断は、システムでは相当難易度が高く実現は難しい認識である。
- 本市では旧区・新区それぞれで通知していますが、旧区からの送付物は還付通知書となることが多く、事務処理負荷が余分に高くなっているという状況ではないと認識している。  
帳票を一つにする場合は、期別毎に賦課区を印字することが必要と考える。  
なお、左記運用を行った場合に、区長委任関係の規則と合致するか否か、現時点では判断しかねるため、パラメータによりそれぞれの区で山分けする方法といずれかの区に集約する方法を選択できるようにして頂きたいと考えている。
- いずれかの区において双方の賦課額を一つにした帳票を準備することには賛成する。  
ただし、問い合わせ先が複数存在する場合、被保険者に混乱を招く恐れがあるため、証明者と問い合わせ先は同一にすべきと考える。
- 他の運用との整合性を考えれば、最終区で良い。
- 「証明者を直近の資格区の長とした上で、問い合わせ先や賦課額のお知らせなどについては賦課区毎に印字する」について、賦課区毎に印字するか、直近の資格区のみ印字にするかそれぞれの政令市で設定できるようにしたらどうか。  
本市では賦課区は分かれるが更正決定通知書は最新の資格区から送付し、問い合わせ先なども最新の資格区としている。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.3 賦課業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点6～7、21～22」シートを参照

##### 結論

「各々の区で分離して発送しているため一つの帳票での対応は困難」とのご意見や、「一つの帳票とする場合、期別毎に賦課区を印字すること必要がある」、「一つにすることは賛成、住民の混乱を招かないよう証明者と問い合わせ先は同一にすべき」、「問い合わせ先については、賦課区毎の印字とするか、直近の資格区のみ印字とするかパラメータで選択可能とすべき」、と複数のご提案を頂いた。

本論点については、区間異動に伴い年度途中であっても賦課区を切り替える場合が前提になること、加えて**二つ以上の区からそれぞれ帳票を発行する要件を定めた場合、システムの改修規模も大きく、論点.6と同様、事業者の参入障壁が高まる可能性も懸念されること、一つの帳票とした上で、証明者・問い合わせ先については住民の混乱を招かないよう直近の資格区とするべきとのご意見を多く賜ったことから、一つの帳票での対応を前提に標準仕様書としては以下の要件を定める**こととした。

なお、**賦課区毎の印字とするか、直近の資格区のみ印字とするかパラメータで選択可能とすべき**とのご意見を頂いたことから、以下の要件を**標準オプション機能として定義する**こととした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件①：必須機能】

・二つ以上の賦課区を跨ぐ賦課更正が生じた際に発行する更正通知書については、期別毎に賦課区を印字した上で、証明者及び問い合わせ先を直近の資格区にて印字できること。

###### 【機能要件②：標準オプション機能】

・二つ以上の賦課区を跨ぐ賦課更正が生じた際に発行する更正通知書における証明者及び問い合わせ先については、賦課区毎に印字するか（その場合証明者はいずれか一つの賦課区）、直近の資格区で印字するかをパラメータにより選択できること。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.4 給付業務

| 業務 | 政令市要件たたき台での記載  | 頂いたご意見  |
|----|--|---|
| 給付 | ・給付の申請登録は診療区、勸奨状を送付した区、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能であり、申請登録を処理した行政区で受付区を登録し、その後の申請情報の更新は受付区に所属する職員でのみ可能 | <b>【権限制御】</b><br>① <b>第三者行為、不正・不当利得の明細登録及び更新は対象となる給付情報の受付区に所属する職員でのみ可能とすべき。</b> |

#### 論点. 23

【ご意見①】

「**第三者行為及び不正・不当利得の明細登録について、対象となる給付情報の受付区に所属する職員でのみ対応可能とすべき**」とのご意見を受け、事務局としては特段異論はないことから**要件へ追加したいと考える**がどうか。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.4 給付業務

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：3 反対：7】

- 本市では「計算期間内の最後の資格区、診療・死亡・出産時点の資格区」でのみ受付可能としているが、システム上、「住民からの申請を受け付けた区」を受付可能となることで、システム外の事務処理が漏れてそのままになってしまった場合のリスクが懸念される。
- 第三者行為：本市では、自庁システムを使用しての登録は行っておらず、すべてシステム外で対応しております。また、求償事務については本庁で雇用している求償専門員2名で対応しており、各区権限でシステムへ登録することは想定していないため、受付区及び本庁権限での登録が可能という前提であれば賛成。  
不正・不当利得：例えば、A区からB区へ転居後、A区で資格があった期間まで遡って国保の資格を喪失し、A・B区の両方で受診があるようなケースの場合、本市ではB区からまとめて不当利得の請求を行っており、受付区に所属する職員のみが登録可能とすると、上記運用に支障が出ると考えます。
- 不正・不当利得には、「受付」という考えがないと思われるため、ここでいう「受付区」が何を指しているか分からず、適格な意見が出せない  
「受付区＝レセプトに記載された行政区」であれば賛成する。  
第三者行為には、①「傷病届の受付区」という考え方と、②「レセプトに記載された行政区」という考え方があると思うが、ここでは①、②のどちらを想定しているのか分からない。  
「傷病届の受付区」と「レセプトに記載された行政区」は異なる場合もあるため、「受付区」の定義によっては、第三者行為は繁多である。
- 処理権限を受付区のみ制限するメリットが不明。
- 本庁においても明細登録を行う可能性があるため、柔軟な対応を行いたい。よって、受付区のみ対応可能という要件追加は反対。
- 受付区及び資格区の職員で対応可能とすべき。また、本市では、「第三者行為及び不正・不当利得」の対応は、本庁で実施していることを配慮いただきたい。

##### 結論

第三者行為及び不正・不当利得については、いずれも一度生じた支給後の対応となることから、事務局としては、**支給時に一連の対応を行った行政区、即ち受付区が対応するものとして権限制御の案を提案**したものの、**反対意見が多数あり、いずれもどの行政区であっても柔軟に対応が可能となることを求めるご意見**だと解釈した。

そのため、第三者行為及び不正・不当利得については、**「受付区、資格区等に所属する職員のみ明細の登録・更新が可能」又は「第三者行為及び不正・不当利得の明細登録を行った行政区に所属する職員のみ更新が可能」といった制御を設けず、権限制御の要件としては記載しない**こととした。

##### 標準仕様書への記載

【機能要件：記載しない】

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 4 給付業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点24」シートを参照

##### 論点 24

【事務局提起】

給付業務について、診療区及び給付勧奨区も権限制御の対象としているが、**住民が給付申請を提出する先について、基本的には直近の資格区と想定**されることから、煩雑な権限制御とならないよう、**直近の資格区のみと定義**することかどうか。

なお、その場合、給付勧奨区については権限制御のみを目的とした区情報となるため、国保における区情報として対象外とすることかどうか。

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：5 反対：7】

- 実態として「住民が給付申請を提出する先について、基本的には直近の資格区と想定される」の例外が多数発生しているため、事務局提起の内容では住民・職員双方の利便性が低下すると考えます。
- 本市では「計算期間内の最後の資格区、診療・死亡・出産時点の資格区」でのみ受付可能としているが、システム上、「住民からの申請を受け付けた区」を受付可能となることで、システム外の事務処理が漏れてそのままになってしまった場合のリスクが懸念される。（現在、給付の申請を受け付けたときに資格区での滞納状況を確認しているが、任意の区で受け付けることで確認が漏れるなど）
- 受付区を直近の資格区のみと定義するのであれば、申請が利便性の高い区に集中することを避けられる。ただし、本庁には権限を付与してもらいたい。また、感染症による区役所閉鎖などの緊急対応時や事務集約の際に権限を切り替えられるよう、権限制御の対象としておく方が良い。
- 煩雑な権限制御とならないよう、定義する区を一つに絞るのであれば、給付業務によって受付区が異なるため、「直近の資格区」、「診療区」、「給付勧奨区」から選択できるようにして頂きたい。
- 必ずしも申請区 = 資格区とならないのではないか。また市として権限制御も必要ではないか。本市では区情報に係る権限制御を実施していない。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.4 給付業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点24」シートを参照

##### 結論

受付区に設定する区については、論点.9の「住民からの申請を受け付けた区」で定義したとおり、政令市毎に様々な考え方があり、**給付種別（高額・外来介護、高額療養、療養、出産、葬祭）等踏まえた権限制御の必要性が求められる一方、給付種別毎に権限制御を設けた場合、システム仕様が複雑となり改修規模が大きくなるため、一定煩雑となりすぎない権限制御にしたいと事務局としては考えた。**

給付種別での権限制御を求める政令市では、「計算期間内の最後の資格区・診療・死亡・出産時点の資格区」や「給付時点の申請者の資格区とすべき」とのご意見など、申請者の「過去履歴含めた資格区」を必要とするケース、また診療日時点の資格区や給付勧奨を行った時点の資格区での入力を行うケースなどあるが、いずれも**申請者が過去所属した「資格区」に該当するケースが多いことから、【機能要件①】のとおり要件を定義することとした。**

なお、【機能要件①】となることで、**給付勧奨区については権限制御のみを目的とした区情報となるため、国保における区情報として対象外とする**こととした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件①：必須機能】

・給付の申請受付入力は申請者の過去履歴含めた資格区に所属する職員でのみ可能。

###### 【標準仕様書への記載内容の変更】

・「区情報の定義」から「給付勧奨区」の定義を除外。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.5 収滞納業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点25」シートを参照

| 業務  | 政令市要件たたき台での記載  | 頂いたご意見   |
|-----|--|--|
| 収滞納 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納の還付処理は該当する住民の直近の資格区又は当時の賦課区に所属する職員でのみ可能</li> <li>・収納の充当処理は充当先の賦課区に所属する職員でのみ可能であり、賦課区を跨ぐ充当処理(自動充当のみ、又は自動充当及び手充当双方)は不可</li> <li>・滞納の処分登録は該当する住民が一度でも資格適用されたことのある資格区又は当時の賦課区に所属する職員でのみ可能であり、処分登録を処理した行政区で処分区を登録し、その後の処分情報の更新は処分区に所属する職員でのみ可能</li> </ul> | <p><b>【権限制御】</b></p> <p>① <b>消込エラーの修正は対象期別の賦課区に所属する職員でのみ可能</b></p> <p>② 還付処理については、該当する住民の直近の資格区又は<b>還付発生期別の賦課区</b>に所属する職員でのみ可能とすべき。</p> <p>③ 充当処理については、<b>還付発生期別の賦課区又は充当先期別の賦課区</b>に所属する職員でのみ可能とすべき。</p> <p>④ 滞納の処分登録については、該当する住民が一度でも資格適用されたことのある資格区又は<b>対象期別の賦課区（複数の賦課区に跨る場合は一つでも該当すれば）</b>に所属する職員でのみ可能とすべき。</p> |

#### 論点. 25

##### 【ご意見①～③】

消込エラーの修正作業、還付処理、充当処理に頂いたご意見について、**財務管理を担う行政区が行うべき**のご意見であり、権限制御が煩雑になりながらも、適切な考え方であると考えており、要件の見直しを検討している。

ただし、充当処理について、上述した考え方に基づいた場合、**充当先期別の賦課区に所属する職員が権限を有することが妥当**であると考えており、**還付発生期別の賦課区に所属する職員には権限を付さないべきと考えるがどうか。**

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3.5 収滞納業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点25」シートを参照

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：3 反対：7】

- 本市では、行政区を跨ぐ充当がある場合、還付発生期別の賦課区（財務管理を担う行政区）が区間払込の事務を行っており、還付発生期別の賦課区に属する職員に権限が必要と考える。
- 還付発生期別の賦課区に所属する職員に権限を付すべきと考える。充当先の賦課区が複数発生している場合、どの行政区が充当先になるかは充当処理時点では不明のため。
- 本庁には付与して頂きたい
- 本市では収納業務を区ではなく税務部にて一括して行っているため、左記の権限制御は不要。
- 還付・充当処理は一体的な事務なので、充当も還付発生期別の賦課区（充当元）の職員に権限が必要と考える。
- 区を跨ぐ充当を行う際に、区による権限制御を行っていない団体も存在するため、権限制御を行わないことも可とする必要もあると考えます。
- 消込エラー修正は賦課区、還付処理は賦課区と直近の資格区、オンラインでの充当処理は賦課区、自動充当は賦課区が跨がなければ可ということで問題ありません。
- 本市では区を跨ぐ充当は区長権限上行えないため、左記事例のどちらの区からも充当処理は不可能となっていますが、収納データの更新権限を有するのは対象期別の賦課区のみという整理は本市の考え方と一致します。

##### 結論

充当処理について、事務局からは**充当先期別の賦課区に所属する職員に権限を付与する案を提案**したものの、充当先の賦課区が複数発生している場合、どの行政区が充当先になるかは充当処理時点では不明等の理由により**還付発生期別の賦課区に所属する職員が権限を有すべき**であると多くの政令市より反対意見が生じたことを踏まえ、**【機能要件①】のとおり要件を定義**することとした。

なお、充当処理について、一部の政令市については、還付発生期別の賦課区ではなく、**充当先期別の賦課区で行っている団体が多いことから、【機能要件②】を標準オプション機能として定義**することとした。

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件①：必須機能】

- 収納の還付処理は該当する住民の直近の資格区又は当時の賦課区に所属する職員でのみ可能。
- 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能。

###### 【機能要件②：標準オプション機能】

- 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、充当先期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能。

### 3 区情報に係る権限制御及び関連する機能要件の整理

#### 3. 5 収滞納業務 「本紙（別添4）指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討過程について 機能要件イメージ」の「論点26」シートを参照

##### 論点. 26

###### 【ご意見①～③】

滞納処分の登録について、政令市要件のたたき台においては、一度でも資格適用された行政区であれば処分登録を行う可能性があるとの考えから「一度でも資格適用された資格区に所属する職員」と示したものの、論点. 26 の考え方と同様、本来は財務管理を担う行政区が行うべき事務処理と考えることから、**処分対象となる滞納が発生した対象期別の賦課区（複数の期別が対象となる場合はいずれの賦課区でも可）**に所属する職員でのみ登録されるべきと考えるがどうか。

なお、その後の処分情報の更新については、処分区に所属する職員でのみ対応可能とすることを想定。

##### 追加意見照会で届いた意見【賛成：2 反対：6】

- 年度が変わり賦課区が変わった場合で新たな賦課区で滞納が発生していない場合は、滞納処分が行えないということは、納付相談が行えない。住民の利便性を考えると現在の資格区に来庁相談した場合に「資格区」で納付相談、滞納処分（停止処分を含む）ができないことは住民の利便性が確保できないうえ業務の影響も大きいため、「賦課区」及び「資格区」で登録できるようにしてほしい。  
※財産調査は資格区で行うのに滞納処分及び停止は賦課区しかできないということは事務が煩雑になるため、賦課区及び資格区で財産調査、滞納処分及び停止ができるようにしてほしい。
- 賛成ですが、賦課区と同様に「当該年度内の賦課区に所属する職員にのみ可能」という制御の方が「他と同じ制御で分かりやすい」という側面はないでしょうか。また、区間異動した世帯を滞納処分することはめずらしいことではないため、誤って異なる賦課区の期別を処分対象として選択しないよう、画面に期別の賦課区のコードを表示して頂きたいと考えます（画面の話題で申し訳ございません）。
- 本市では、滞納整理については、直近の資格区で行っているため、直近の資格区に所属する職員が、登録できるようにしたい。
- 本市では、区間異動があった場合、旧区分も併せて新区で処分を実施しているため、反対する。

##### 結論

資格区で受付ができない場合住民サービスが低下する、賦課区の権限制御と同様に、「**当年度内の賦課区に所属する職員にのみ権限を付すべき**」等、多数の反対意見を頂いたため、**直近の資格区含め、改めて賦課区と同等の権限制御を有すよう以下のとおり標準仕様書へ記載することとした。**

##### 標準仕様書への記載

###### 【機能要件：必須機能】

- 滞納処分の登録・更新は該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、又はその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能。

## 4. 行政区への保険者番号の付番に関する機能

## 4 行政区への保険者番号の付番に関する機能

| 機能名称<br>(小分類)    | 機能ID    | 機能要件                   | 実装区分 | 頂いたご意見   |
|------------------|---------|------------------------|------|--|
| 1.2.1<br>保険者情報管理 | 0240031 | 行政区毎に一意の保険者番号を付番できること。 | 実装必須 | ①行政区毎に保険者番号を設定している（支所は属する区と同じ保険者番号）。<br>② <b>同一行政区内に出張所があり、保険者番号を分けている</b> 。要件に異論ないが、特定の地域で任意の保険者番号を付番可能とすべき。また、地域同士の転居を「区間異動」として明記すべき。<br>③保険者番号が採番される <b>支所の扱いを追記すべき</b> 。（オプションも可）<br>④市で一意の保険者番号を付番している。 |

- 行政区へ保険者番号を付番する機能については、行政区毎に一意に付番することを実装必須機能として検討したところ、賛成のご意見（①）を多数頂いた一方、一部の政令市より、**同一行政区内の出張所や支所等の管轄区域毎に行政区として扱っているため、管轄区域を考慮した単位で付番できるようにしてほしい**といったご意見（②③）を頂いた。
- なお、本機能については行政区の管理を行っている場合のみ必要となる機能であることから、行政区毎ではなく全市で一意の保険者番号を付番している場合のご意見（④）に該当する政令市においては、論点. 2 のとおり、対象外の機能であることが判別できるようにする前提。
- 以上を踏まえ、保険者番号の付番に関する機能の検討にあたり、次の論点を提起した。

### 論点. 27

行政区へ保険者番号を付番する機能について、現時点においては上記運用いずれも許容されるべきではないかと考えており、機能要件の記載を**以下のとおり見直したいと考えるがどうか**。

#### <機能要件>

**行政区管理を行っている場合は、行政区毎、管轄区域毎（支所や出張所毎）等の任意の単位で**一意の保険者番号を付番できること。

参考：データベースにおける保険者番号の管理イメージ

| 行政区コード | 保険者番号 | 保険者名称 |
|--------|-------|-------|
| 00001  | 11111 | A行政区  |
| 00002  | 11111 | B行政区  |
| 00003  | 11111 | C行政区  |

全市で一意

| 行政区コード | 保険者番号 | 保険者名称 |
|--------|-------|-------|
| 00001  | 11111 | A行政区  |
| 00002  | 22222 | B行政区  |
| 00003  | 33333 | C行政区  |

行政区毎に一意

| 行政区コード | 保険者番号 | 保険者名称 |
|--------|-------|-------|
| 00001  | 11111 | A行政区  |
| 00002  | 11111 | a支所   |
| 00003  | 22222 | B行政区  |
| 00004  | 22222 | b出張所  |
| 00005  | 33333 | C行政区  |
| 00006  | 33333 | cセンター |

行政区毎に一意（管轄区域あり）

| 行政区コード | 保険者番号 | 保険者名称 |
|--------|-------|-------|
| 00001  | 11111 | A行政区  |
| 00002  | 22222 | a支所   |
| 00003  | 33333 | B行政区  |
| 00004  | 44444 | b出張所  |
| 00005  | 55555 | C行政区  |
| 00006  | 66666 | cセンター |

行政区、管轄区域毎に一意

## 4 行政区への保険者番号の付番に関する機能

### 追加意見照会で届いた意見【賛成：14 反対：0】

全ての政令市より反対意見なし。

### 結論

全ての政令市より賛同を頂いたため、**以下の機能要件を標準仕様書へ記載する**こととした。

### 標準仕様書への記載

【機能要件：必須機能】

・行政区毎、管轄区域毎（支所や出張所毎）等の任意の単位で一意の保険者番号を付番できること。

## 5. 帳票に関する機能

- 5. 1 帳票へ行政区情報を印字する機能
- 5. 2 帳票を山分けする機能

## 5. 帳票に関する機能

### 5. 1 帳票へ行政区情報を印字する機能

| 機能名称<br>(小分類)    | 機能ID    | 機能要件   | 実装区分 | 頂いたご意見  |
|------------------|---------|--|------|---|
| 1.7.1<br>印刷データ出力 | 0240155 | 通知書や証に出力する区の情報や証明者、公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。 | 実装必須 | ①納入通知書の証明者は賦課区の区長であるが、問い合わせ先は物理的な距離の近さや運用効率を考慮し、最新の資格区で出力する。<br>②各種帳票で担当の区に応じて区長名の印字、区長公印の印刷ができるようにしてほしい。<br>③証明者は市長で統一、文書番号は納税証明と納付確認書が申請区で、それ以外は所管区となっている。<br>④帳票毎に選択可能とすべき。<br>⑤問い合わせ先（郵送物における市民の問い合わせを受ける場所、係名など）について区毎に管理し、出力できるようにすることを明記すべき。 |

- 帳票へ行政区情報を印字する機能については、行政区情報として証明者、公印、文書番号を想定し、出力内容は具体化しない方針で検討したところ、賛成のご意見が多数であった一方、一部の政令市より、**政令市毎に出力する行政区の情報にばらつきがある主旨のご意見（①②③）**を頂いた。
- また、**各帳票に応じた行政区情報を印字することが望ましいといったご意見（②）**や、**帳票毎に選択可能としてほしいといったご意見（④）**を頂いていることに加え、**行政区情報として問い合わせ先も必要ではないかといったご意見（⑤）**を頂いた。
- 以上を踏まえ、帳票へ行政区情報を印字する機能の検討にあたり、次の論点を提起した。

#### 論点. 28

帳票へ行政区情報を印字する機能について、以下の観点よりご意見を賜りたい。

① **行政区情報として、証明者、公印、文書番号、問い合わせ先が該当するものと想定しているが、その他に行政区毎の内容を印字している項目**はないか、ご意見を賜りたい。

② 上記行政区情報については、政令市毎に印字する内容の考え方が異なることに加え、帳票毎にも差異があるもの想定している。その上で、機能要件として一律規定すべきか該当する全ての帳票及び全ての行政区情報に対してパラメータにより設定可能とするべきか検討しているが、後者の場合、**開発ベンダに大きな負担をかけることから、可能な限り一律規定が可能となるよう調整**したいと事務局としては考えている。事務局が想定する各項目に対する行政区情報を整理しているため、**証明者名、公印、問い合わせ先についてご意見を賜りたい**。

## 5. 帳票に関する機能

### 5. 1 帳票へ行政区情報を印字する機能

#### 追加意見照会で届いた意見【13団体よりご意見あり】

##### 「論点. 28」①について：

- 「問い合わせ先」には住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、窓口番号を全て含んでいるものと考えて良いか。
- 証明者、公印、文書番号、問い合わせ先だけで良いと考える。
- 各証及び申請書には、論点（案）No27に沿って、行政区及び出張所（管理区域）毎の保険者番号を記載すべき
- **督促状に取扱者名として会計管理者と区役所・支所・出張所毎の整理番号を印字している。**  
本市独自の運用と思われるが、本市では**重複納付防止の観点から督促状に納付書は添付せず、市内の金融機関に白紙納付書を配付しており、納付書を持参しない納付義務者については金融機関備え付けの白紙納付書に必要事項を記入してもらって納付させている。**その際にどの区かを特定する整理番号と会計管理者名を督促状に印字されたものから白紙納付書に転記してもらっている。
- 証関係については、保険者番号が必要。

##### 「論点. 28」②について：

- 本庁職員は**代行区選択で行政区を選択することですべての行政区の処理を行うことが可能。**各種帳票は原則上記の区に応じて出力、山分けされている。公印は区別管理していないため、全市で一つの公印を印字している。などの対応であるが、一律規定を可能となるような調整を行った場合に、現在の運用を実現できるパラメータによる設定は可能であるか。
- **事務局案と本市の取扱いは異なる。**
- 業務担当で、適切な問い合わせ先、公印等を決定できるよう、帳票毎にパラメータによる設定が可能となるよう希望する。照明者名、公印は、条例で定めているため、変更となると、かなりの負担が政令市に掛かるため、パラメータによる設定を希望する。現状は、上記のとおり、運用している。
- 証明者名：区長名、公印：区長印、問い合わせ先：各区役所・支所  
※公印については、省略している業務があるため、「公印省略」についても検討して頂きたい。
- **本市の現行の運用では業務に係る帳票の種類によって一律に規定することは難しいと考える。**例えば、給付の申請書では出産育児一時金は「**出産時点の資格区**」となるが、高額療養費は「**月末時点の診療区（勸奨予定区）**」が証明者となっており、同じ申請書の枠でも**対象となる区が異なっている。**
- 資格に「15.旧被扶養者異動連絡票」の記載がないが、旧被扶養者異動連絡票については、「14.特定同一世帯所属者証明」と同様の扱いとしている。  
賦課「05.国民健康保険料（税）に関する所得申告書」は、証明者名及び問い合わせ先に賦課区を追加して頂きたい。本市では公印はなしとしている。  
賦課「04.国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会）」は、証明者名及び公印に賦課区を追加して頂きたい。

## 5. 帳票に関する機能

### 5. 2 帳票を山分けする機能

| 機能名称<br>(小分類)    | 機能ID    | 機能要件                                  | 実装区分 | 頂いたご意見                       |
|------------------|---------|---------------------------------------|------|------------------------------|
| 1.7.1<br>印刷データ出力 | 0240156 | 各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。 | 実装必須 | ①帳票を行政区+管轄郵便局+区外分で山分けする機能が必要 |

- 帳票を山分けする機能については、住民宛てに送付する帳票に関して、行政区単位での山分けを可能とする機能として検討したところ、山分けに関して、**行政区以外の項目も組み合わせて山分けする機能が必要**といったご意見（①）を頂いた。
- 以上を踏まえ、帳票を山分けする機能の検討にあたり、次の論点を提起した。

#### 論点. 29

帳票を山分けする機能について、以下の観点よりご意見を賜りたい。

①行政区による**山分けの仕様として、指定なし（市単位）、行政区単位、管轄郵便局（市外分含む）、及び行政区と管轄郵便局の複合単位を選択して山分けを行えることを実装必須機能で考えているが、その他に行政区による山分けを行う上で必要となる項目**がないか。

②行政区単位の山分けにおいて、帳票単位に規定すべきか帳票毎に行政区情報に対してパラメータにより設定可能とするべきか検討しているが、行政区情報の印字と同様、後者の場合、**開発ベンダに大きな負担をかけることから、可能な限り一律規定が可能となるよう調整**したいと事務局としては考えている。

事務局が想定する山分けを整理しているため、**出力単位についてご意見を賜りたい。**

## 5. 帳票に関する機能

### 5. 2 帳票を山分けする機能

#### 追加意見照会で届いた意見【15団体よりご意見あり】

##### 「論点. 29」①について：

- 封入枚数や照会先郵便番号
- 行政区単位の山分けは当然に必要である。行政区の他、出張所による管理も行っているため、管理区域毎の山分けを可能として頂く必要がある。  
「管轄郵便局」は、郵便区内特別郵便物の集配郵便局のことであれば賛成であるが、一位にその意味でとらえることは難しいのではないか。送付先が市外住所の場合、行政区はどの区を設定するのか（直近の資格区等）が必要ではないか。  
追加を希望する山分け項目として、「住記システムから連携される転出先住所が海外、住所不完全、住基抹消等による空欄の場合の項目」を希望する。
- 配慮が必要な市民等について、各行政区で帳票の引き抜きフラグを立て、山分けや引き抜きリストの作成を行っている。そのため、メモ欄やそれに準じた項目に設定された情報を基に、山分けや出力対象から除外する機能があることが望ましい。
- 論点27でもあるように管轄区域毎も行政区単位に含めて頂きたい。  
また、行政区による山分けではないが、補記分や特別対応分（DV・点字等の支援措置対象者）については山分けできるようにしてほしい。特に大量印刷の場合には、そのまま印刷業者から郵便局に持ち込むが、補記分や特別対応分については職員で手を加えた上で発送している。山分け単位を選択できるようにすると、処理の複雑化及び性能劣化が懸念されるため、オプション機能で十分と考える。

##### 「論点. 29」②について：

- 事務局案と異なり、本市の取扱いは「（給付管理）第三者行為返還通知書は、出力単位は市」「（収納管理）出力単位は、賦課区」である。
- 事務局案は、帳票の出力単位という記載となっており、各帳票の発行権限が整理されている印象のため、山分けについての提案とは受け取り辛い。行政区（管理区域を含む）毎の山分けだけでなく、大量の印刷データの出力においては、点字やDV等対象者への送付方法（点字シールの貼付け作業や、転送不要作業）等を効率的に実施することができるように、パラメータによる設定を可能として頂きたい。
- 本市の現行の運用では、山分けがある場合は「区内、区外、補記分、管轄郵便局」に分けていることが多い。また、山分けせずに単件毎に出力をしている帳票も多いため、論点28の整理（山分けするがどの"区"が対象となるのか）次第でもあるが、一律の設定は不可能ではないと考えている。
- 資格区については整理頂いた単位で問題ないと思われる。  
賦課「05.国民健康保険料（税）に関する所得申告書」及び「04.国民健康保険料（税）の賦課資料について（照会）」は、賦課区を追加して頂きたい。
- 各集計表は行政区毎としているが、県や国への報告資料（事業月報、調交等）は行政区分けは不要。

## 5. 帳票に関する機能

### 結論

#### 論点. 28及び論点. 29について

申請書・証関係については、「保険者番号」が必要とのご意見を複数頂いたことから、以下のとおり定義を行うこととした。  
なお、問い合わせ先には、政令市が任意で登録を行うことを前提に、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、窓口番号も印字可能。

また、帳票毎に印字する行政区情報を事務局案として提示したものの、印字される行政区情報については政令市毎に多岐にわたって様々なケースがあり、これらを一律規定する、或いは取りまとめるには相応の時間を有すと想定し、本意見交換会の中での結論付けは難しいと考えた。そのため、標準仕様書【1.1版】においては、**帳票毎に印字する行政区情報までは規定しない**こととした。ただし、事業者が政令市向け機能の開発を行う中で利用できるよう、**事務局から提示した案を「参考」の位置付けで示すこととした。**

山分けについても多数のご意見を頂いており、現時点一律の要件を定めることは難しいと考えており、行政区情報同様、標準仕様書【1.1版】においては、**帳票毎に山分けする行政区情報までは規定しない**こととした。ただし、事業者が政令市向け機能の開発を行う中で利用できるよう、**事務局から提示した案を「参考」の位置付けで示すこととした。**

### 標準仕様書への記載

【機能要件：必須機能】

・行政区情報として証明者、公印、文書番号、問い合わせ先、また、申請書・証関係についてはさらに保険者番号が帳票に印字されること。